

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	
規 則	ページ
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2

規 則

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第24号

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第27条第2項及び第3項中「第21条第1項及び第22条」を「第21条第1項及び第3項、第22条から第24条まで並びに第27条」に改める。

第29条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第34条第2項各号の通知書、申請書及び届出の提出については、前項の規定を準用する。

別記第3号様式副本、別記第4号様式副本、別記第5号様式副本及び別記第8号様式副本中「**㊦**」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第25号

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「第1条第3項」を「第3条第3項」に改める。

第4条中「第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項」を「第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項」に、「第12条第3項又は第13条第4項」を「第11条第3項又は第12条第4項」に改める。

第5条の見出し中「特定建築物に係る」を削り、同条中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項中「第11条」を「第13条」に改め、同条第2項中「第3条（省令第7条第2項）」を「第5条（省令第9条第2項）」に改める。

第8条中「特定建築物の」を削り、「当該特定建築物」を「当該建築物」に、「第3条」を「第5条」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「以下」を「次条において」に改める。

第9条中「特定建築物の」を削り、「当該特定建築物に」を「当該建築物に」に、「建築主事等に、当該特定建築物」を「建築主事等に、当該建築物」に改め、同条ただし書中「第8条の2第13項及び第21項」を「第8条の2の2」に、「特定建築物」を「建築物」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第12条第1項中「第23条第1項及び第24条の3第2項第1号」を「第20条第1項及び第23条第2項第1号」に改め、同項第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（次号において「登録住宅性能評価機関」という。）」に、「以下」を「以下この号において」に、「第35条第1項第1号（法第36条第2項）」を「第30条第1項第1号（法第31条第2項）」に改め、同項第2号中「以下」を「以下この号において」に、「性能表示基準」を「日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）」に改め、同項第3号中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第23条第3項」を「第20条第3項」に改める。

第13条中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第27条」を「第26条」に、「第35条第1項又は第36条第1項」を「第30条第1項又は第31条第1項」に改める。

第14条第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第27条」を「第26条」に、「第35条第1項又は第36条第1項」を「第30条第1項又は第31条第1項」に、「第23条第1項又は第27条」を「第20条第1項又は第26条」に改め、同条第2項中「第35条第1項又は第36条第1項」を「第30条第1項又は第31条第1項」に改め、同項第1号中「第35条第1項各号（法第36条第2項）」を「第30条第1項各号（法第31条第2項）」に改め、同項第2号中「第35条第6項（法第36条第2項）」を「第30条第6項（法第31条第2項）」に改める。

第15条中「第26条」を「第25条」に改める。

第16条第1項中「第29条」を「第28条」に改め、同条第2項中「第26条」を「第25条」に改める。

第17条第2項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に改める。

第19条中「第38条」を「第33条」に改める。

第20条中「第39条」を「第34条」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改める。

第21条から第24条までを次のように改める。

第21条から第24条まで 削除

第27条（見出しを含む。）中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改める。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

別記第2号様式中「**㊦**」を削り、「第14条第1項」を「第13条第1項」に、「特定建築物」を「建築物」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

別記第4号様式（第1面）中「第11条」を「第13条」に、「第7条第2項」を「第9条第2項」に、「第3条」を「第5条」に改め、同様式（第1面）注中「第7面」を「第5面」に、「別記様式第一の第二面から第七面まで」を「別記様式第一の第二面から第五面まで」に改める。

別記第5号様式中「**㊦**」を削り、「第7条第2項」を「第9条第2項」に、「第3条」を「第5条」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

別記第8号様式中「**㊦**」を削り、「第35条第1項（第36条第1項）」を「第30条第1項（第31条第1項）」に改める。

別記第9号様式中「第26条」を「第25条」に改める。

別記第10号様式（第1面）中「第29条」を「第28条」に、「第26条」を「第25条」に改め、同様式（第1面）注中「第6面」を「第5面」に、「別記様式第三十三の第二面から第六面まで」を「別記様式第二十七の第二面から第五面まで」に改める。

別記第11号様式中「**㊦**」を削り、「第26条」を「第25条」に改

める。
別記第14号様式中「回」を削り、「第38条」を「第33条」に改める。
別記第15号様式中「回」を削り、「第39条」を「第34条」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第25条第2項（同令第28条）」を「第24条第2項（同令第27条）」に改める。
別記第16号様式から別記第18号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第19号**職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第2号中「就業手当又は」を削る。

第12条第3項中「第19条及び」を削る。

第16条第1項中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記第11号様式による就業手当に相当する退職手当請求書に、同号ロ」を「第56条の3第1項第1号」に、「再就職手当に相当する退職手当請求書に、同号ロ」を「再就職手当に相当する退職手当請求書に、同号」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式 削除

別記第12号様式中「第56条の3第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条第3項の改正規定は、令和10年10月1日から施行する。